

設計共同体の競争参加資格審査申請を希望される皆様へ

1. 申請に必要な書類について

- ・競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）（様式1）……1部
- ・□□業務〇〇・△△設計共同体協定書（別紙1）……1部（写）
- ・委任状（本社（店）以外を代表者、構成員とする場合のみ）……1部

2. 設計共同体の名称について

設計共同体の名称は、

「□□業務〇〇・△△設計共同体」（□□：業務名、△△・××：代表者・構成員のそれぞれの名称）

としてください。※株式会社等の法人の形態表記は省略してください。

3. その他

上記の外、申請の方法等の詳細については、「競争参加者の資格に関する公示」を参照願います。

委任状（例）

		年 間 委 任 状			
受任者					
住	所				
氏	名				
使	用	印			印
私は上記の者を代理人と定め 発注の業務について次の権限を委任します。					
委任期間	令和	年	月	日から	
	令和	年	月	日まで	
委任事項（例）					
1. 入札および見積について					
1. 契約締結について					
1.					
<u>1. 設計共同体の結成および結成後の設計共同体に関する上記各項に定める行為について</u>					
令和	年	月	日		
		委任者	住	所	
			商号又は名称		
			代表者氏名		印
支出負担行為担当官					
北陸地方整備局長 ○○ ○○ 殿					

様式 1

競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）

貴部局で行われる□□業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

（会社名） _____

単体での参加資格申請時の一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）に記載した登録の内容を最新で記載してください。

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

（会社名） _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

（会社名） _____

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

提出日

年 月 日

北陸地方整備局長 殿

●右欄は全て、単体で受けている資格認定（変更を含む。）と同じ内容で記載してください。

※押印省略可能

●本社（店）以外の支店・営業所等を代表者、構成員とする場合は年間委任状を提出してください。

共同体名 □□業務△△・××設計共同体

（代表者）住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名：
電 話：
電子メール：

（構成員）住 所
商号又は名称
代表者氏名

（構成員）住 所
商号又は名称
代表者氏名

登録事業が全て記載できない場合や共同体の構成員数に応じて、適宜行を追加、削除してください。

記載要領

登録事業名の記入にあたっては、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・コンサルタント等）の 18 の登録事業に限るものとする。

別紙 1

□□業務△△・××設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

一 北陸地方整備局□□事務所発注に係る□□業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「本業務」という。）

二 前号に附帯する業務

設計共同体の名称には、株式会社等の法人の形態表記は省略してください。

(名称)

第2条 当設計共同体は、□□業務△△・××設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

当該設計共同体の結成日（申請日以前もしくは申請日）

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、本業務の委託契約の履行後3ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 本業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

代表者以下構成員を列記してください。
(競争参加資格審査申請書と記載が合致すること。)

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇株式会社

(代表者の名称)

3者で設計共同体を結成する場合などは、場合に応じて適宜行を追加してください。

第6条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

代表者の商号又は名称を記載してください。

第7条 共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、

当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

特記仕様書の業務内容を記載する等、構成員ごとに業務分担が明確に分かるように記載してください。

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

銀行名を記載してください。

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表者

全構成員数－1

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり□□業務〇〇・△△設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印し、各自所持するものとする。

全構成員数

年 月 日

当協定書の締結日
(第 4 条の当設計共同体の結成日)

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

〇〇株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

協定書は、全構成員で締結してください。

※押印省略不可

当該業務を受注された場合のみ、
契約事務担当者まで速やかに提出を
お願いします。

なお、変更があった場合について
も、その都度提出をお願いします。

□□業務△△・××設計共同体協定書第8条に基づく協定書

北陸地方整備局□□事務所発注に係る□□業務については、□□業務△△・××
設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を
次のとおり定める。

記

協定書第8条と同じ内容を記載してください。

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

代表者

全構成員数－1

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこ
の協定書〇通を作成し、各通に構成員が署名又は記名押印して各自所持するものと
する。

全構成員数

この「協定書第8条に基づく協定書」の締結日
（落札決定日から契約日までのいずれかの日）

年 月 日

□□業務△△・××設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

押印省略不可